

喜界町ごみ分別一覧表(令和7年4月1日～)

収集地区	A地区	湾、中里、荒木、手久津久、先山、浦原、花良治、蒲生、羽里、川嶺、山田、城久、滝川、島中、大朝戸、西目
	B地区	赤連、上嘉鉄、阿伝、嘉鈍、白水、早町、塩道、佐手久、志戸桶、小野津、伊実久、伊砂、坂嶺、中熊、先内、中間、池治
施設利用時間	クリーンセンター ☎65-3341	(年未年始を除く)月～土:8時30分～12時・13時～16時 第3日曜日:8時30分～12時・13時～16時 ※ごみを持ち込む際は、下記の表を参考に種類ごとにきちんと分別しましょう。 日曜日は休みです。第3日曜日の午前・午後とも開場します。年未年始は12月31日～1月3日まで、お休みです。 (1月4日が日曜日となる場合は開場しませんのでご注意ください。)

☆ごみの減量・分別にご協力ください。(家庭でできること…マイバッグ持参、生ごみを減らす【食品ロスを減らす、水分を減らす、堆肥化・土に返すなど】)

区分	A地区	B地区	ごみの種類と出し方	注意事項	
収集 日	燃えるごみ	月木	火金 台所ごみ、紙、布、ゴム製品、プラスチック製品など  ダンボール、新聞紙、雑誌類 	燃えるごみ用指定袋(黄色) ダンボールなどをまとめて出す場合は指定シール※ダンボールは縦横60cm以内でまとめる ☆生ごみはよく水をきりましょう。堆肥化など減量化に努めましょう。 ☆食用油は固めて出すか、新聞紙などに染み込ませて出しましょう。 ☆プラスチック製容器等は中身を使い切って出ししましょう。 ☆オムツは汚物を取り除きましょう。 ☆金属類は取り除き「燃えないごみ」に分別しましょう。 ☆電動モーター付きおもちゃは「燃えないごみ」に出しましょう。 ☆ダンボールなどはひもで十字にしぼり指定シールを貼って出ししましょう。	
	燃えないごみ	※第1土曜日	第1水曜日 傘、ライター、刃物など金属の混じった製品や陶磁器など  小型の家電製品(家電リサイクル対象品目以外)で指定袋に入るもの 	燃えないごみ用指定袋(赤色) 刃物や割れた食器・ガラス類は新聞紙などで包んでください ☆文房具など金属とプラスチックを分ける ☆耐熱ガラス、照明・建材用ガラス、ガラス食器 ☆びん類のフタで金属製のもの ☆携帯電話やパソコン等の個人情報は必ず消去してください。 ☆電池類や蛍光灯・電球等は取り外してください。 ☆家庭から排出されるものに限ります。(事業所からの排出は対象外)	
	公民館回収	第1土曜日(公民館回収)	第1水曜日(公民館回収) 蛍光灯、電球、電池類、ヘアスプレー、ガスボンベ、水銀使用の体温計・温度計 <b>注意!</b> 目盛りの液が赤いものは燃えないごみへ 牛乳パック 	公民館等の回収箱 ☆各集落公民館等に設置された回収箱に入れてください。 ☆電池はビニール袋等に入れて出してください。 ☆モバイルバッテリー等リチウムイオン蓄電池も公民館で回収します。【追加】 ☆ヘアスプレー、カセットボンベなどは必ず中身を使い切って出してください。 ☆万が一穴を開ける際は十分注意しましょう。 ☆牛乳パックや白色トレイは、汚れなどを洗い落として回収箱に入れてください。 ☆内側が白い牛乳パックやジュースパックは切り開いて水洗いしましょう。 ☆内側が銀色の紙パックや白色以外のトレイ、また汚れた牛乳パック・白色トレイは「燃えるごみ」へ ☆牛乳パック・白色トレイは、自主回収事業者(Aコープ、ふくり)でも回収しています	
	びん類	※第1土曜日	第1水曜日 酒びんや調味料・ジャム・ドリンク剤のびんなど 	資源ごみ用指定袋(青色) ☆中身を使い切って水洗いしてください。 ☆割れたびん類は新聞紙などで包んでください。 ☆ほ乳びんは耐熱ガラスなので「燃えないごみ」へ ☆金属製のフタは「燃えないごみ」、プラスチック製のフタは「燃えるごみ」 ☆耐熱ガラス、照明・建材用ガラス、ガラス食器は新聞紙等で包んで「燃えないごみ」へ	
	缶類	※第3・5土曜日	第3・5水曜日 ジュース、酒類、缶詰 	資源ごみ用指定袋(青色) ☆飲料用や食品用の缶は中身を使い切って水洗いしてください。 ☆鉄製の針やカミソリ刃はスチール缶の中へ入れてください。 ☆ペンキ缶は中身を使い切って出して下さい。中にペンキが残っている場合は引取出来ません。	
	ペットボトル	※第2・4土曜日	第2・4水曜日 主に飲料用容器でペットボトルマークが付いたもの 	資源ごみ用指定袋(青色) ☆キャップとラベルは外して「燃えるごみ」へ ☆(プラマーク)の付いた製品は「燃えるごみ」へ ☆切断されたものは「燃えるごみ」へ ☆中身を使い切って水洗いしてください。たばこの吸い殻等の異物を入れないこと。	
	直接 持込	クリーンセンターの指定場所へ	※クリーンセンター(燃えるごみ、ペットボトル、缶類、びん類(3種類)、家具等、家庭ごみ) ★指定された場所(雑木)	小型の家電製品(家電リサイクル対象品目以外)や寝具などで指定袋に入らない大きなごみ  大型の家具や雑木、トタン、木材など  マッサージチェア、スプリング入りマット、ソファ、車イス 	・センターで計量後、所定の場所へ ・廃材以外は10kg50円(10kg未満も10kg換算) ・廃材は10kg200円(10kg未満も10kg換算) 別途有料 1台1,000円 ☆携帯電話やパソコン等の個人情報は必ず消去してください。 ☆電池類や蛍光灯・電球等は取り外してください。 ☆家庭から排出されるものに限ります。(事業所からの排出は対象外) ☆分別して持ち込んでください。 ☆家庭用品、家具類、雑木、トタン類、廃材に分別してください。 ☆廃材等については、60cm×60cmに切断しきぎ等も抜いて出してください。 ☆雑木についてはクリーンセンターで計量後、指定された場所へ搬入してください。 ☆マッサージチェア、マット(スプリング入り)、ソファ、車イスは、1台ごとに別途1,000円を徴集します。
		町で処理できないごみ	消火器 廃油 ドラム缶 タイヤ オートバイ バッテリー ブロック コンクリート 	☆消火器の処理は前底自動車・深水モーターに依頼してください。 ☆ブロックや石・土砂の持ち込みはできません。 ☆オートバイの処理は販売店に依頼してください。 ☆廃タイヤ・バッテリーの処理は自動車整備工場等に依頼してください。	
		産業廃棄物(事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物) ※建設業に係る工作物の新築・改築などで生じた廃材や農業者が排出する肥料袋などの農業資材類 	排出事業者が再利用に努めながら責任を持って処理(産業廃棄物処理業者へ委託)してください。 ※肥料袋やマルチ、ビニールハウスなど廃プラスチック類の処理は、廃プラ協議会が実施する廃プラ回収を利用しましょう。	絶対ダメ!! 不法投棄は 犯罪です!	
	家電リサイクル対象品目…エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機 	販売店に引き取ってもらいましょう。 (有料:リサイクル料及び収集運搬料)	☆義務外品の引取は一律2,000円の追加料金が必要です。 ☆義務外品とは小売店自らが販売したものや買い替えの際に引き取りを求められた同種の家電以外のもの ☆業務用として製造・販売されたものは産業廃棄物処理業者へ		

イラストの引用: 経済産業省「ごみイラスト素材集」他

【ごみの分別に関するお問い合わせ先】 住民課 (65-3687) 又はクリーンセンター (65-3341)